

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書を開示した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 2 月 25 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 19 年 2 月 8 日付け東広建竹第 282 号の自己情報不訂正決定通知書及び平成 19 年 1 月 10 日付け東広建竹第 219 号の自己情報訂正決定期間延長通知書（以下「本件訂正決定等」と総称する。）により判断された経緯並びにその最終判断の内容が記述されている文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、異議申立人は、上記の判断に当たって、担当の職員から事情を聴取したことがある場合は、その聴取した内容を具体的に記録した文書についても併せて開示するよう求めている。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 3 月 13 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 4 月 15 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分について、開示された文書以外に本件請求の対象となる文書が存在するはずであるから、その開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、自己情報の訂正又は不訂正決定に係る客観的な判断をするために当然行っているはずの担当者からの事情聴取に関する記録を開示していない。

訂正請求に対する決定期間の延長の要旨として、異議申立人の主張する内容の検討を要するためと明記されており、延長期間中に担当者から事情を聴取したと考えられることから、当該事情聴取の記録を開示するよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に対し、平成19年2月8日付け東広建竹第282号の自己情報不訂正決定に係る起案文書及び平成19年1月10日付け東広建竹第219号の自己情報訂正決定期間延長通知書に係る起案文書を、請求の趣旨に合致する文書として特定し、条例第10条第2号に該当する不開示情報が含まれるため、条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により本件処分を行った。

また、前任者への聞取りは口頭によるものであったため、聞取りに係る文書は存在していない。当該文書が作成されていれば、当然、本件処分に併せての開示となる。なお、本件請求に係る請求書の記述内容から不存在通知については対象外とした。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成19年2月8日付け東広建竹第282号の自己情報不訂正決定通知書及び平成19年1月10日付け東広建竹第219号の自己情報訂正決定期間延長通知書により判断された経緯並びにその最終判断の内容が記述されている文書の開示を求めるものであり、実施機関は、平成19年2月8日付け東広建竹第282号の自己情報不訂正決定に係る起案文書及び平成19年1月10日付け東広建竹第219号の自己情報訂正決定期間延長通知書に係る起案文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、自己情報の訂正又は不訂正決定に係る客観的な判断をするために当然行っているはずの担当者からの事情聴取に関する記録を開示していない。訂正請求に対する決定期間の延長の要旨として、異議申立人の主張する内容の検討を要するためと明記されており、延長期間中に担当者から事情を聴取したと考えられることから、当該事情聴取の記録を開示するよう主張している。

このため、以下、実施機関が本件対象文書を特定したことの当否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

担当者からの事情聴取に関する記録の有無について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 本件訂正決定等に係る自己情報の訂正又は不訂正決定の判断を行うに当たって、異議申立人が訂正を求める内容について、事実関係をできるだけ明らかにするため、実施機関内部でメモその他の物証を探索したが見当たらなかった。
- (2) そこで、本件訂正決定等に係る事案と関連する別の資料も検討資料に加えた「対比表」を作成して検討することとし、作成に当たっては、本件対象文書の起案者から前任者に口頭で聞取りを行ったが、内容の確認程度の簡易なものであったため、特に、聞取票などの事情聴取記録は作成しなかった。
- (3) なお、訂正請求に対する決定期間の延長は、このように、前任者への聞取りや対比表の作成を通じて慎重に訂正請求に係る検討を行うこととしたことなどを考慮して行った。

また、当審査会において、実施機関の内規である広島県文書等管理規則(平成13年広島県規則第31号)及び広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)を見分したところ、聞取票や協議記録等の作成を義務付けている規定は見当たらなかった。

そうすると、本件訂正決定等に係る判断に当たって、前任者への聞取りは口頭により行い、当該聞取りに係る文書は作成していないという実施機関の説明は不自然とまではいえない。

したがって、実施機関が本件対象文書を本件請求の対象となる行政文書として特定を行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

実施機関は、聞取りに係る文書は作成しておらず、本件請求に係る請求書記述内容から不存在通知については対象外としたと説明しているが、異議申立人は、本件請求において、担当の職員から事情を聴取したことがある場合は、その聴取した内容を具体的に記録した文書についても併せて開示するよう求めており、この請求内容からみれば、当該文書は、本件対象文書とは別に請求されているものと認められる。

そうすると、実施機関は、本件処分を行ったのみで、当該文書については開示決定等を行っていないものと認められ、異議申立人の主張は、実施機関の不作为に対する不服申立てと解される。

開示決定等については、条例第8条第1項に期限が定められていることに鑑みれば、速やかに行うべきであり、また、不作为に対する不服申立てについ

ては、現行の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び条例の規定によると当審査会への諮問対象となるが、本件異議申立てが提起された時点では諮問の対象外であることから、当審査会において当該不服申立てについての審議は行わない。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 6. 15	・ 諮問を受けた。
30. 5. 31	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 6. 4	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 28	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 4. 22 (令和元年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 27 (令和元年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授